

意見募集

越谷市多文化共生推進プラン

▽募集期間：2月1日～3月1日
▽意見数：9件(4人)
いただいた意見の要旨と市の考え方は、市ホームページで公表しています。



国際交流を推進するまちづくりなどに取り組んでいます

住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を助成します



〈対象〉 昭和56年5月31日以前に建築された建物で、次の①または②に該当するもの。
①2階以下の木造一戸建て住宅
②3階以上で延べ面積1000平方メートル以上の分譲マンション
*そのほかにも条件などがあります。詳しくは建築住宅課へ

き40万円以内)▽簡易耐震改修：耐震シェルターまたは防災ベッドの設置に要した費用の23%に相当する額(①のみ。1戸につき20万円以内)
〈申込み〉 5月11日(月)から。予算が無くなりしだい終了
*木造住宅の無料簡易耐震診断(建築年問わず)を随時受付中
建築住宅課(本庁舎3階)
☎0633-062610

公募委員

越谷市下水道事業運営審議会委員

下水道事業の運営に関する事項について調査・審議します。会議は6月～12月の平日日中、5回(2時間程度) 図次の①

③のすべてに該当する方4人以内(委員総数は15人以内)。
①市内在住・在勤・在学または市内で活動している満18歳以上
②本市の職員でない
③他の審議会等の公募委員でない
*公募により選任された後に、①または③に該当しなくなつた場合は失職となります

市営住宅の入居者を募集します

〈定期募集住戸〉▽一般住宅

宅：川柳町中層住宅2K(2人以上世帯) 2戸、七左町中層住宅2DK(2人以上世帯) 1戸、七左町中層住宅3DK(3人以上世帯) 2戸
▽車いす常用者用住宅：西大袋中層住宅2LDK(シルバーハウジング・2人以上世帯) 1戸

〈応募資格〉 次の①～⑤のすべてに該当する方。①受け付けの日の前日からさかのぼって引き続き一年以上市内に在住している ②同居または



同居しようとする親族(婚姻者を含む)がいる(単身可の住宅は除く) ③現に住宅に困っていることが明らかである ④入居しようとする世帯全員の合計所得が収入月額15万8000円以下(高齢者世帯や入居者に障がいのある方がいる場合などは収入月額21万4000円以下)である
⑤暴力団員でない
*シルバーハウジング・車いす常用者用住宅は、別途応募資格があります。詳しくは埼玉県住宅供給公社へお

問い合わせください
〈申込期間・募集案内配布〉 6月1日(月)～21日(日)(消印有効)に、申込書を郵送で埼玉県住宅供給公社へ。募集案内は6月1日から市役所総合受付(本庁舎1階)、建築住宅課(本庁舎3階)、北部・南部出張所、各地区センターで配布します。市営住宅の所在地等については、市ホームページをご覧ください
埼玉県住宅供給公社(☎330-8516)さいたま市浦和区仲町3の12の10 ☎048-829-2873(土曜・日曜日を除く。午前8時30分～午後5時15分)

縦覧

都市計画道路事業の変更認可

越谷都市計画道路の変更認可が公示されましたので、次とおり認可図書の縦覧を行います。

〈事業名・施工期間〉 埼玉県施行。▽3・3・1号越谷吉川線：平成19年4月19日～令和7年(2025年)3月31日
〈縦覧期間〉 5月1日(金)から
〈縦覧場所〉 道路建設課
道路建設課(本庁舎3階) ☎063-092020

人事

市の4月1日付人事異動の内容は次のとおりです(部長級。「」内は、旧職名)。
▽市長公室長(市長公室副室長) 池澤登
▽市長公室参事(兼)人権・男女共同参画推進課長(市長公室副参事(兼)人権・男女共同参画推進課長) 中村重和
▽行財政

部長(教育総務部長) 永福徹
▽都市整備部長(都市整備部副部長(兼)開発指導課長) 林実
▽会計管理者(兼)出納課長(行財政部副部長(兼)情報推進課長) 高橋明雄
▽越谷市立病院看護部長(越谷市立病院副看護部長) 高橋尚美
▽消防長(消防本部次長) 宮総
▽教育総務部長(監査委員事務局長(兼)監査課長(兼)公平委員会事務局局長) 田村直也
〈3月31日付退職者〉
▽宇田川満(市長公室長)
▽利根川敏彦(行財政部長)
▽井出聡(都市整備部長)
▽青木徳子(越谷市立病院看護部長)
▽三大寺滋(消防長)

ご存じですか 人権擁護委員制度

昭和24年6月1日に施行された人権擁護委員法により、国民の基本的な人権を擁護する人権擁護委員制度が設けられ

ました。現在、市内には10人の人権擁護委員がいます。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済するほか、地域の皆さんに人権についての関心を高めてもらうよう、

啓発活動を行っています。なお、6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせ実施している特設人権相談所の開設や啓発活動については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。
人権・男女共同参画推進課
☎0633-91119

住宅・店舗改修促進補助金を「活用ください

市内の施工業者を利用して、長寿命化や高効率化、危険個所の解消等の目的を持って住宅や店舗の改修工事を行う方に、改修工事費用の一部を補助します。

*市内の施工業者とは、本社等が市内にある改修工事業者です。支社や支店、営業所があるだけでは対象となりません

〈補助対象者〉 ▽住宅：市内に住宅を所有し、居住している方(越谷市に住民登録があること) ▽店舗：市内に店舗を所有または賃借し、事

業を営む(営もうとする)中小企業者または個人事業主
〈補助対象工事〉 次の①・②のすべてに該当し、かつ目的が③のいずれかに該当する改修工事。▽すべて該当
：①市内の施工業者を利用して実施する20万円(税抜き)以上の工事 ②補助金交付決定後(7月中旬を予定)に着工し、令和3年(2021年)2月末日までに完了する工事
▽いずれか該当：③住宅等の長寿命化 ④住宅等の高効率化 ⑤日常生活の支障改善 ⑥危険個所の解消 ⑦

店舗の魅力向上
〈補助額〉 補助対象工事に要した経費の20%(上限10万円)
〈申込み〉 6月10日(水)～3日(火)、午前9時～午後5時(土曜・日曜を除く)に申請書を直接産業支援課へ。詳しくは産業支援課へお問い合わせいただくか募集要項をご覧ください。募集要項は左記で配布するほか、市ホームページから印刷できます
産業支援課(産業雇用支援センター3階) ☎067-4680